

我孫子市五本松運動広場及び
我孫子市ふれあいキャンプ場
指定管理者募集要項

我孫子市教育委員会
生涯学習部 文化・スポーツ課
令和8年7月

— 目次 —

1	施設の概要	- 2 -
2	管理の基準	- 2 -
3	法令等の遵守	- 2 -
4	申請者の資格要件等	- 3 -
5	募集スケジュール	- 4 -
6	募集要項・仕様書の配布	- 4 -
7	申請の方法	- 5 -
8	申請に必要な書類	- 5 -
9	施設の見学	- 6 -
10	選定の基準（評価の方法）	- 6 -
11	指定管理者の業務の範囲	- 7 -
12	指定管理に係る経費	- 8 -
13	利用料金について	- 8 -
14	指定する期間	- 8 -
15	指定管理者の指定及び協定の締結	- 9 -
16	事業の継続が困難となった場合の措置等	- 9 -
17	事業報告等に関する事項	- 10 -
18	リスク分担の考え方	- 10 -
19	その他	- 10 -
20	問い合わせ先	- 10 -

【別紙1】 共同事業体協定書兼委任状

【別紙2】 質問シート

【別紙3】 指定管理者指定申請書

【別紙4】 事業計画書

【別紙5】 収支計画書

【別紙6】 役員等名簿

【別紙7】 評価表

【別紙8】 管理運営実績

【別紙9】 リスク分担表

我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場指定管理者募集要項

我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場の設置目的を効果的、効率的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項、令和9年4月1日施行後の我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例第15条、令和9年4月1日施行後の我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例第14条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

1 施設の概要

名称及び所在地

(1) 名 称 我孫子市五本松運動広場

所在地 我孫子市岡発戸1433番地の2

(2) 名 称 我孫子市ふれあいキャンプ場

所在地 我孫子市岡発戸1395番地

2 管理の基準

我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場は、市民の健康・体力増進、スポーツ振興及びレクリエーションの用に供することを目的として設置された施設である。

指定管理者は、次に掲げる事項を十分に踏まえ、管理運営を行うこと。

- (1) 関係法令を遵守し、その趣旨を十分に理解し管理を行うこと。
- (2) 公の施設の指定管理者であることを認識し、公平公正な運営を行い、特定の個人・団体に有利又は不利となるような運営を行わないこと。
- (3) 利用者の安全を確保し、快適な状況で体育施設等が利用できるよう、万全な管理運営を行うこと。
- (4) 個人情報の適切な管理を行うこと。
- (5) 施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上を図ること。
- (6) 効率的な維持管理を行い、経費の削減を図ること。
- (7) 管理に関する業務を一括して再委託しないこと。

3 法令等の遵守

- (1) 体育施設等の管理運営に当たっては、次に掲げる法令等を遵守すること。

ア 地方自治法・地方自治法施行令

イ 個人情報の保護に関する法律

ウ 建築基準法

エ 消防法

オ 電気事業法

カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

キ 浄化槽法

ク 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）

- ケ 我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例
- コ 我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則
- サ 我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例
- シ 我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則
- ス その他管理運営に適用される法令
- セ 我孫子市公契約条例

(2) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び基本協定に基づき適正な管理を行うこと。

(3) 情報公開

指定管理者は、我孫子市情報公開条例に基づき公の施設の管理に関する情報の公開の推進に努めるとともに、基本協定に基づき必要な措置を講じること。

(4) 行政手続条例の適用について

指定管理者は、我孫子市行政手続条例の適用を受けるため、施設の利用（使用）申請を受けた場合には審査及び応答義務があり、申請を拒否する場合には理由を提示すること。また、一度行った許可を取り戻す場合は不利益処分として聴聞を行い、その理由を提示するものとする。

(5) 我孫子市公契約条例の適用について

指定管理者は、我孫子市公契約条例（平成27年条例第1号。以下「条例」という。）及び我孫子市公契約条例施行規則（平成27年規則第16号。以下「施行規則」という。）に規定された事項を遵守しなければならない。なお、条例及び施行規則の詳細については、我孫子市ホームページの【トップページ > 事業者向け情報 > 入札・契約 > 公契約条例 > 我孫子市公契約条例の手引】の「我孫子市公契約条例の手引き（令和8年4月）」を参照すること。

4 申請者の資格要件等

(1) 申請者の資格

我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場の指定管理者に応募できる者は、令和8年7月29日（水）において、次のいずれにも該当するものとする。

- ア 団体であること。また、複数の団体による共同体も可。法人格の有無は問わないが、個人で申請することはできない。
- イ 設立から2年以上経過した団体であること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の各号のいずれにも該当しない者
- エ 本市から指名停止処置を受けていないこと。
- オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消されていない者
- カ 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき更生又は再生手続を行っていない者
- キ 租税公課の滞納がないこと。
- ク 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当行為の防止に関する法律第2条に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ケ 本市市長又は本市市議会議員が代表者又はこれに準じる地位にある者となっている団体でないこと。
- コ 体育施設等の管理運営の実績があること又は管理運営ノウハウを有していること。

(2) グループによる申請

- ア 複数の団体がグループを構成して申請（以下「共同事業体申請」という。）をする場合、代表となる団体を定めて申請すること。代表となる団体は共同事業体の代表として、我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場の管理に係る主要な業務を担うものとする。
- イ 代表となる団体及びその他構成団体は、上記（１）アからコまでの要件を満たす必要がある。
- ウ 共同事業体申請の場合、提出書類については、全ての構成する団体に係るものとして提出すること。
- エ 単独で申請した団体は、当該指定管理者の募集に対して、共同事業体申請の構成団体となることはできない。また、当該指定管理者の募集に対し、複数の共同事業体申請団体において、同時に構成団体となることはできない。
- オ 共同事業体申請の構成団体又はその代表者等のうち、申請者の資格を満たさない者がある場合は、指定を受けることができない。
- カ 共同事業体として申請する場合は、別紙１共同事業体協定書兼委任状を提出すること。

5 募集スケジュール

内容	日程
募集要項・仕様書の配布	令和8年7月29日（水）～令和8年9月16日（水）
施設見学（現地確認）	令和8年8月18日（火）
質問受付締切	令和8年8月20日（木）
質問回答	令和8年8月27日（木）
申請期間	令和8年9月7日（月）～9月16日（水）
ヒアリング審査	令和8年10月6日（火）（※予定）
指定管理者候補者の決定及び通知	令和8年10月下旬
指定管理者の指定	令和9年1月中旬
業務の引継ぎ	令和9年1月中旬～3月
基本協定・年度協定の締結協議	令和9年2月～3月
業務開始	令和9年4月1日（木）

6 募集要項・仕様書の配布

(1) 配布日時

令和8年7月29日（水）から令和8年9月16日（水）まで
（土曜日・日曜日・祝日は除き、各日午前9時から午後5時まで）

(2) 配布場所

我孫子市我孫子1684番地

我孫子市教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ課 スポーツ振興係

※我孫子市ホームページからもダウンロード可。

https://www.city.abiko.chiba.jp/jigyousha/jigyoushaboshu/gohonmatu_camp.html

7 申請の方法

(1) 申請期間

令和8年9月7日(月)から9月16日(水)まで

(2) 申請方法

必要書類を「20 問い合わせ先」へ郵送(必着)又は持参

※メール・FAX等による提出不可。

(3) 申請に際しての注意事項

ア 3年間の指定管理料の合計額が指定管理料限度額(172,539,000円)を超えている場合は、失格とする。

イ 一度提出された申請書類は、提出期限後に変更することはできない。

ウ 本市が必要と認める場合は、適宜追加書類の提出を求める場合がある。

エ 申請書類は、返却しない。

オ 申請に際して不正行為を行った場合、申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

カ 申請書が受付された後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

キ 申請に係る費用は、申請者の負担とする。

ク 申請書類等の著作権は、各申請者に帰属する。ただし、指定管理者の決定の公表等に必要な場合は申請書類の内容を無償で使用できるものとする。

(4) 質問及び回答

この要項に関する質問及び回答は次に定めるところにより行う。

ア 質問者の資格:「申請者の資格」を満たす団体で、申請を前提とした内容に限る。

イ 質問の方法:別紙2 質問シートを「ちば電子申請サービス」により提出すること。

【提出先 URL】

https://apply.e-tumo.jp/city-abiko-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=63398

ウ 質問期間:令和8年8月20日(木)午後5時まで(厳守)

エ 回答:令和8年8月27日(木)に、市ホームページ(「事業者向け情報⇒事業者の募集」のページ)に掲載。なお、回答は、本募集要項と同等の効力を有するものとする。

8 申請に必要な書類

次の書類をA4判バインダー1冊にまとめ左綴じとし、正本1部及び副本7部提出すること。

なお、申請書等(市ホームページからダウンロード可)は、文化・スポーツ課で配布する。

ア 我孫子市指定管理者指定申請書(別紙3)

イ 事業計画書(別紙4)

ウ 収支計画書(別紙5)

積算根拠となる資料をそれぞれの年度ごとに作成し、添付すること。

エ 役員等名簿(別紙6)

オ 経営状況を説明する書類又は決算書(直近2年間)

カ 申請する団体の定款、寄附行為、会則等

なお、法人格を有している団体については、登記簿謄本、納税証明書(直近1年間)を添付すること。

キ 活動実績表(過去2年間の事業の経緯)

9 施設の見学

- (1) 日 時:令和8年8月18日(火)午後2時から午後4時まで
- (2) 場 所:我孫子市ふれあいキャンプ場(我孫子市岡発戸1395番地)
※五本松運動広場は工事中のため、見学不可
- (3) 参加人数:1団体につき2人までとする。
- (4) 注意事項:施設見学を希望する場合は、前日17時までにはちば電子申請サービスにて申し込むこと。

なお、現地で説明は行わない。また、質問は「7(4) 質問及び回答」の手続きによること。

【見学申込 URL】

https://apply.e-tumo.jp/city-abiko-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=63400

10 選定の基準(評価の方法)

選考にあたっては、我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において選定基準に照らし総合的に審査し、その結果に基づき市長が最も適当と認める団体を指定管理候補者として選定する。

(1) 選定基準

- ア 市民の平等な利用が確保されること。
- イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ウ 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減を図るものであること。
- エ 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- オ その他施設の性質又は目的に応じて別に定める基準に合致すること。

(2) 評価の方法

事業計画に係る部分と指定管理料に係る部分を評価し、その割合及び算定式は、次のとおりとする。

事業計画部分	指定管理料部分 (価格評価点)	総合点
配点割合 60%	配点割合 40%	100%
450点(75点(選考委員1人)×6人)	300点	750点

$$\text{価格評価点} = 300\text{点} \times \frac{1 - (\text{指定管理料} - \text{光熱水費}^*) / (\text{指定管理料限度額} - \text{光熱水費}^*)}{1 - (\text{満点となる落札率})}$$

※満点となる落札率は「0.7」とする。

※五本松運動広場は新設であることから、光熱水費の実績がないため、価格評価から除く。

全体の評価は、事業計画部分の評価点と指定管理料部分の評価点の合計点とする。

事業計画に係る部分は別紙7に基づき、次の5段階で評価する。

判断基準	良い	やや良い	普通	やや劣る	劣る	評価外
基本	5点	4点	3点	2点	1点	0点
重要項目	9~10点	7~8点	5~6点	3~4点	1~2点	0点

(3) 書類審査

候補者の選定にあたっては、申請書類による申請資格、提案内容等を書類審査し、適当と認められる者を5者程度選定し、選考委員会への出席を要請する。

(4) プレゼンテーション・ヒアリング審査

ア プレゼンテーション・ヒアリング審査は、令和8年10月6日（火）（※予定）に行う。

イ プレゼンテーション・ヒアリング審査では、申請者は提案説明（審査項目ごと）を20分以内に行い、選考委員会委員が提案説明に基づき質問（審査項目ごと）する。

提案説明を行うにあたっては、「8 申請に必要な資料」のほかに補助資料として、パワーポイント等を用いた資料を大型モニターに映写し、説明することができる。

ウ プレゼンテーション・ヒアリングの詳細な時間、場所等については、申請者に対し書面で通知する。

エ 評価点数の合計が最も高かった者を候補者とする。ただし、同点で最も高い提案が2以上あるときは、くじにより特定する。なお、やむを得ない事情によりプレゼンテーション・ヒアリング審査を欠席した選考委員がいた場合は、欠席委員の採点は、書類審査の結果を採用する。

オ 選考結果は、令和8年10月下旬までに応募者に通知するとともに、結果を我孫子市ホームページで公表する。

(5) 最低基準点

最低基準点とは、事業が適切に履行されないおそれがあると認められる場合の評価点であり、本事業では、次のとおり事業計画部分について最低基準点を設定し、同点未満の提案は採用しない。

最低基準点（事業計画部分）	240点
---------------	------

II 指定管理者の業務の範囲

業務の範囲は次のとおりとする。詳細は別紙仕様書を参照すること。

なお、業務の一部を再委託する場合は、可能な限り、市内業者を選定することとし、再委託することについて、あらかじめ教育委員会に書面で届け出て、承諾を受けなければならない。

(1) 施設全体の管理運営業務

施設の総務・経理業務、受付業務、施設管理業務、利用料金徴収業務、事業計画・報告書・業務日報等の作成及び提出

(2) 利用（使用）許可業務

我孫子市五本松運動広場、我孫子市ふれあいキャンプ場の利用（使用）許可業務

(3) 施設維持管理業務

清掃業務、警備業務、植栽管理業務、建物・設備保守管理業務、環境衛生管理業務、保守管理報告業務等、屋外施設整備業務

(4) 自主事業

体育施設及びキャンプ場を活用して気軽にスポーツやレクリエーションに親しめ、これによって健康、体力を保持、増進でき、生涯にわたり明るく豊かな生活が送れるような事業を、施設の設置目的の範囲内で、市の承認を受けて指定管理者自らが実施すること。

12 指定管理に係る経費

(1) 指定管理料限度額

172,539,000円(3年間) ※この額を超えての提案は失格とする。

(2) 管理運営実績(ふれあいキャンプ場)

別紙 8 のとおり。

※五本松運動広場における利用料金収入の見積りにあたっては、新施設であることから、実績がないため、類似施設を参考として見積額を算出すること。

(3) 管理に係る経費(指定管理料)

管理に係る経費(指定管理料)は、申請書に添付した収支計画書(指定管理料見積書)がそのまま採用されるものではなく、会計年度毎に市と指定管理者の協議に基づき決定する。また、管理に係る経費(指定管理料)は、年度協定の中で締結する。なお、指定管理料のうち、令和9年度の光熱水費は実績精算するものとし、それ以外の経費については、原則として指定管理料は精算しない。ただし、光熱水費の実績額が収支計画書に記載された当該年度の光熱水費の額を上回った場合は、その差額は指定管理者が負担するものとする。

※本市が行政財産の使用許可をしている自動販売機の電気料金等の費用は、指定管理者の負担とする。

なお、自動販売機の電気料金等の費用は、設置している団体等から指定管理者が実費徴収すること。

※今回の指定管理者選考に当たっては、自主事業経費は、収支計画に算入しない。

(4) 管理に関する経費の支払い

指定管理料の支払い方法は、口座振り込みとし、支払い時期は、市と指定管理者の協議に基づき決定し、年度協定の中で定める。

(5) 利益の還元

指定管理業務及び自主事業において利益があった場合の利益の還元方法については、指定管理者の提案とし、事業計画書に記載すること。

13 利用料金について

(1) 利用料金制の導入

地方自治法第244条の2第8項の規定する利用料金制を導入するため、指定管理者は利用者が支払う利用料金を指定管理者自らの収入とする。

(2) 利用料金の設定

利用料金は、我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例及び我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例に規定する範囲内で、市の承認を得て定めることができる。

(3) 利用料金の上限額について

指定管理期間中であっても、条例改正により改定する場合があります、その際の取り扱いについては、必要に応じて協議を行う。

14 指定する期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。ただし、市議会の議決を経て確定する。また、市長は、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずるときがある。この場合において、本市が損害を被ったときは、指定管理者にその損害を求めることがある。

15 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和8年12月我孫子市議会定例会（予定）での議決を経て、指定管理者に指定されることとなる。なお、候補者は当該議決（指定管理者の指定）を得られないことにより生じる一切の損害賠償等に関する請求ができない。

(2) 協定の締結

指定管理者に指定された場合は、「我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」に基づき次の事項について、協定を締結するものとする。

- ア 施設の管理に関する事項
- イ 利用料金等に関する事項
- ウ 施設の管理に要する経費の負担に関する事項
- エ 保有個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告に関する事項
- カ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ その他市長が必要と認める事項

なお、協定は、指定期間を通じた基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結するものとする。

(3) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市は、指定を取り消し、協定の締結をしない場合がある。

- ア 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にできないと認められるとき。
- イ 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(4) 事前の準備

指定管理者は、令和9年4月1日（木）から管理運営業務が行えるよう、諸準備を進めること。

なお、準備にかかる費用は、すべて指定管理者の負担とする。

16 事業の継続が困難となった場合の措置等

- (1) 協定書及び仕様書の解釈に疑義が生じ、又は協定書並びに仕様書に定めがない事項により業務の継続が困難になった場合は、市及び指定管理者は、誠意を持って協議するものとする。

- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合

- ア 指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。
- イ 処分を受けた指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく体育施設等の管理運営業務が遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

- (3) その他の事由により事業の継続が困難になった場合

- ア 災害、その他の不可抗力など、市又は指定管理者の責めによらない事由により、業務の継続が困難となった場合は、教育委員会及び指定管理者双方により事業継続の可否について協議するものとする。
- イ 協議が整わない場合、市は指定管理者との間で締結した協定を解除できるものとする。
- ウ 協定を解除された当該指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく体育施設等の管理運営業務が遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

17 事業報告等に関する事項

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は事業報告書(月次、月間)を作成し、市に提出すること。書式は、市と協議の上、定めるものとする。

(2) アンケート等の実施

指定管理者は、施設利用者に対するサービス向上を図るため、定期的にアンケート等を実施して、施設利用者から意見や満足度等を聴取するものとする。

(3) 自己評価の実施

指定管理者は、利用者アンケート等の結果及び利用者実績によって自己評価を行い、その結果や業務改善の状況について市に報告すること。

18 リスク分担の考え方

協定にあたり、市が想定する主なリスク分担の基本的な方針は、別紙 9 のとおり。

19 その他

(1) 施設の命名権への協力

五本松運動広場及びふれあいキャンプ場は命名権の導入を検討しており、導入が決定された場合には、別途市から詳細を通知する。導入後は、指定管理者は、命名権について市に協力する必要がある。

(2) 工事の遅延

五本松運動広場は、履行期間を令和9年3月23日(火)までとし、整備工事を進めているが、想定しえない事象等により工期が延長となった場合は、管理運営業務の開始時期が変更になる可能性がある。その場合において、指定管理者は、原則として、指定管理者に生じる一切の損害賠償等に関する請求はできない。

20 問い合わせ先

我孫子市我孫子1684番地

我孫子市教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ課 スポーツ振興係

電話:04-7185-1604

令和 年 月 日

共同事業体協定書兼委任状

我孫子市長 星野 順一郎 様

共同事業体の名称

共同事業体代表団体 所在地

団体名

㊞

代表職・氏名

㊞

件 名	我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場指定管理者
上記件名の公募に参加するため、募集要項に基づき、共同事業体を結成し、我孫子市との間における下記事項に関する権限を代表に委任して申請します。なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、各構成団体は我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場の指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。	
共同事業体の名称	
共同事業体の代表（受任者）	【代表構成団体】 所在地 団体名 ㊞ 代表者職・氏名 ㊞
共同事業体事務所所在地	
共同事業体の構成団体（委任者）	【構成団体】 所在地 団体名 ㊞ 代表者職・氏名 ㊞
	【構成団体】 所在地 団体名 ㊞ 代表者職・氏名 ㊞
共同事業体の結成及び解散	当共同体は、令和 年 月 日に結成し、指定期間終了後3か月を経過する日以降に解散するものとします。ただし、指定管理者に指定されなかった場合にはただちに解散します。また当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に市の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 指定管理者の指定申請に関する件 2 市との協定締結に関する件 3 指定管理料の請求及び受領に関する件 4 契約に関する件
その他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。

(備考) 共同事業体を結成して公募に参加する場合は、この様式を提出して下さい。

また、共同事業体の構成団体の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成して下さい。

我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場指定管理者募集に係る
質問シート

法 人 名	
所 在 地	
構 成 法 人 名 ※グループの場合	

○質問事項は次の枠内に記入してください。

質 問 内 容

※質問シートは、ちば電子申請サービスにより提出してください。

様式第1号(第3条第1項関係)

我孫子市指定管理者指定申請書

年 月 日

我孫子市長あて

所在地
申請者 団体の名称
代表者
電 話

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする施設の名称

2 添付書類

- (1) 管理に係る事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 経営状況を説明する書類
- (4) その他

事業計画書

団体名				
代表者名		設立年月日		
団体所在地				
電話番号		FAX		
Eメール				
設立目的				
主な事業内容				
管理の実績等	陸上競技場などの運動施設に関する維持管理・運営の実績			
	施設名	所在地	主な業務内容	受託期間
	現在運営している施設等			
	施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日
1 市民の平等な利用を確保する方法 2 施設の設置目的を踏まえた施設管理運営方針の基本的な考え方 3 利用者に対するサービス向上及び利用促進のための方策 4 事業計画の具体性及び創意工夫について 5 自主事業の計画に関する考え方 6 経費縮減等に関する考え方 7 職員の雇用・配置・研修計画についての考え方 8 個人情報保護に関する基本的な考え方 9 安全対策、危機管理体制の取り組み 10 市やスポーツ団体・地域との連携について				

※別紙記載可

収 支 計 画 書

収入

単位：千円

年度 項目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備 考
指定管理料				
五本松運動広場				
ふれあいキャンプ場				
合 計				

支出

単位：千円

年度 項目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備 考
五本松運動広場				
ふれあいキャンプ場				
合 計				

※積算根拠となる資料をそれぞれの年度ごとに作成し、添付してください。

※可能な限り、項目内で五本松運動広場とふれあいキャンプ場を区分してください。

※記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

役員等名簿(監査役含む)

年 月 日

我孫子市長あて

所在地
申請者 団体の名称
代表者
電 話

次の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、千葉県暴力団排除条例(平成23年千葉県条例第4号)第20条及び指定管理者からの暴力団排除に関する連絡体制についての合意書(平成22年8月締結。我孫子市長／我孫子警察署長)に基づき、我孫子警察署に照会することを承諾します。

番号	役職	住 所	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※記入する欄が不足する場合は、適宜追加してください。

※記入要領については、次頁(裏面)を参照してください。

1 この書面には、次に該当する者を記載すること。

- (1) 株式会社（特例有限会社を含む）については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む）
- (2) 合名会社又は合同会社については、社員
- (3) 合資会社については、無限責任社員
- (4) 社団法人又は財団法人については理事
- (5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人については、(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にある者
- (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
- (7) 次に該当する場合は、(1)から(6)に掲げる者のほか、次の者
 - ア 支配人をおく場合は、支配人
 - イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、(1)から(7)までに掲げる者のほか、管財人
- (8) 当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、(1)から(7)までに掲げる者のほか、管財人

2 住所については、省略せず記載すること。

3 氏名については、正確な字体で記載すること。

4 この書面に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により、指定管理者選定手続以外の目的には利用しません。

評 価 表

選定基準	審査項目	審査の視点	配点
市民の平等な利用が確保されること	1 市民の平等な利用を確保する方法	・関係法令・施設の設置目的を理解した上で、市民の平等な利用を確保する適切な考え方を有しているか。	10 点
事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	2 施設の設置目的を踏まえた施設管理運営方針の基本的な考え方	・施設の設置目的を理解し、事業計画に反映されているか。 ・団体の基本的経営理念や運営方針が公の施設の管理運営との適合性が図れているか。	35 点
	3 利用者に対するサービス向上及び利用促進のための方策	・利用者ニーズを把握する方策及びそれを反映させる仕組みが整っているか。 ・利用者に配慮した、サービス向上を提供する工夫がされているか。 ・利用促進のための方策はとられているか。 ・トラブルや苦情の処理対応について、適切な提案がされているか。	
	4 事業計画の具体性及び創意工夫について	・事業計画の内容が具体的・現実的で、かつ創意工夫がみられるか。 ・利益の還元方法が具体的・現実的な提案か。	
	5 自主事業の計画に関する考え方	・独自の発想に基づく提案で市民の健康増進や健康づくり等に繋がる計画を提案しているか。	
収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減を図るものであること	6 経費縮減等に関する考え方	・収支計画が妥当で、全体経費の縮減が図られているか。 ・効率的な管理運営についての方策が適切であるか。 ・効率的な運営のための計画や工夫が提案されているか。 ・業務の一部について、再委託を予定している場合には、その内容、再委託選定方法、予定額を含めた外部委託の方針が示されているか。	10 点
事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること	7 職員の雇用・配置・研修計画についての考え方	・安定的な施設の管理運営を行うための職員の配置や体制となっているか。また、市内雇用について、配慮されているか。 ・職員の指導育成や研修体制について、適切に計画されているか。	15 点
	8 個人情報保護に関する基本的な考え方	・個人情報保護のための適切な措置がなされているか。	
	9 安全対策、危機管理体制の取り組み	・非常災害や事故等に対する体制や対策について適切に計画されているか。	
その他施設の性質又は目的に応じて別に定める基準に合致すること	10 市やスポーツ団体・地域との連携について	・健康増進や健康づくりに関して市やスポーツ団体・地域との連携について具体的な提案がされているか。	5 点

※この表は、事業計画に係る評価表です。6人の選考委員がそれぞれこの表に基づき評価し、選考委員全員の合計点（最高点は75点×6人＝450点）が事業計画に係る評価となります。

ふれあいキャンプ場管理運営実績

■歳入（決算額）

（単位：円）

	R3	R4	R5	R6	R7
使用料	806,150	1,191,850	852,500	1,354,500	1,516,350
電気料金等立替収入	25,608	33,056	25,497	31,843	26,954
合計	831,758	1,224,906	877,997	1,386,343	1,543,304

■歳出（決算額）

（単位：円）

	R3	R4	R5	R6	R7
消耗品費	26,544	72,714	62,490	50,995	57,644
印刷製本費	46,200	46,200	48,400	0	0
光熱水費	560,707	672,653	531,517	567,909	509,101
施設修繕料	0	605,000	1,023,000	170,390	155,100
通信運搬費	34,068	34,880	33,987	33,129	33,187
手数料	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
火災保険料	3,077	3,126	3,274	3,420	3,516
施設設備等保守点検委託料	576,400	576,400	576,400	576,400	577,500
清掃委託料	38,500	38,500	38,500	38,500	38,500
草刈委託料	1,197,682	1,651,446	1,777,237	3,198,756	3,110,800
樹木管理委託料	199,100	495,000	198,000	195,800	198,000
ふれあいキャンプ場管理委託料	1,502,540	1,649,005	1,641,668	1,719,471	1,030,272
合計	4,200,818	5,860,924	5,950,473	6,570,770	5,729,620

【リスク分担表】

区 分	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤り、その他の事由による利用料金収入の減		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	施設周辺地域との協調、施設の管理業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情・訴訟、要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により、施設等の新設又は改築を要するもの等、管理運営に影響を及ぼす法令の変更	○	
	管理基準の変更を要する法令の変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令の変更		○
税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（消費税等）	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税等）		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合や業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他市又は指定管理者いずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		○
事業の中止・延期	建物所有者の責任による遅延、中止	○	
	事業者の責任による遅延、中止		○
	事業者の事業放棄、破綻		○
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
施設・設備の損傷	施設等の修繕（1件40万円未満のもの）		○
	施設等の大規模な修繕	○	
	指定管理者による施設等の管理運営上の瑕疵によるもの		○
運営費の増大	市以外の要因による運営費の増大		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間途中において事業を廃止した場合における事業者の徴収費用及び新しい指定管理者への引き継ぎ費用		○